



月刊 こう食品法令 【2022年 11月号】

- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
 :健康食品の留意事項について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第25 第1～第3段
 :トレーサビリティ法の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
 :食品中の重金属について
- D【コーナー】 各種検定対策:景品表示法の設問を解く

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆消費者庁は、健康食品に関する広告等の表示に関して法執行の方針の明確化を図るため、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」の一部改定を令和4年12月5日に公表しました。

ここで、パブリックコメントの意見に対する消費者庁の行政の考え方が参考になります。

本留意事項では

- ◆「虚偽誇大表示等」とは、健康増進法上の虚偽誇大表示や景品表示法上の不当表示(優良誤認表示)をいいます。
- ◆対象となる商品は「健康食品」であり、健康増進法に定める健康保持増進効果等を表示して食品として販売に供する物をいいます。
- ◆「健康保持増進効果等」は、「健康の保持増進の効果」と「内閣府令で定める事項」に分類され、「健康保持増進効果等」のうち、「健康の保持増進の効果」とは、健康状態の改善又は健康状態の維持の効果のことで。

■なお、「健康保持増進効果等」を表示したことをもって直ちに虚偽誇大表示に該当するものではなく、健康保持増進効果等について、著しく事実と相違する表示や著しく人を誤認させる表示をする場合に虚偽誇大表示に該当することになります。

■広告は、通常、ある程度の誇張を含むものであり、一般消費者もある程度の誇張が行われることを通常想定しているため、社会一般に許容される程度の誇張であれば取締りの対象とはせず、「著しく」人を誤認させるような表示を禁止する趣旨です。

■健康増進法における「著しく」とは、個別的に判断されますが、例えば、一般消費者が、その食品を摂取した場合に実際に得られる真の効果が広告その他の表示に書かれたとおりでないことを知っていれば、その食品に誘引されることは通常ないと判断される場合は、「著しく」に該当します。

■虚偽誇大表示等に関する景品表示法及び健康増進法の規定は、いずれも、特定の用語、文言等の使用を一律に禁止するものではありません。一般消費者が表示から受ける認識、印象、期待は、表示された一部の用語や文言のみで判断されるものではなく、当該用語等のほか周辺に記載されているその他の表現、掲載された写真、イラストのみならず、時にはコントラストも含め、表示全体で判断されます。

消費者庁HP食品表示に関するお知らせから作成

※続きはPage 1-2~4 (会員) で記載しています。

《加工食品》

第25講 トレーサビリティ法の表示について

第1段 トレーサビリティ法

トレーサビリティとは、追跡可能性を意味します。trace（追跡）と ability（可能性）からなる造語です。そこで、「食品トレーサビリティ」とは、「生産、加工及び流通の特定の一つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握すること」と定義されています。事業者が食品の入荷と出荷に関する記録を作成・保存しておくことです。このため食品に関する事件・事故が生じた際に、食品の移動ルートをもとに遡及・追跡して、原因究明や商品回収等を円滑に行えることができます。消費者の健康被害の拡大防止や、事業者の経済的損害を小さくして社会的信用の失墜を招かないようにするために重要な手段と言えます。

トレーサビリティ確保のための法律としては、BSEの発生を契機に制定された牛トレーサビリティ法（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法）と適正なお米の流通を図るために米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）が制定されています。

第2段 牛肉トレーサビリティ法

(1) 情報の伝達

牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置として、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進するため「個体識別番号」を取り付けます。牛の管理者又は輸入者は、牛の両耳にその個体識別番号を表示した耳標を着けなければなりません。輸入された牛のうち牛個体識別台帳に記録されている牛から得られた牛肉についても法の対象となります。

次に、と畜者は、牛をとさつした後、当該とさつした牛から得られた特定牛肉を他の者に引き渡すときは、当該特定牛肉に当該牛の個体識別番号を表示しなければなりません。

※続きはPage 2-2～5（会員）で記載しています。

■ 鉄などのミネラルは体に必要な栄養成分と思っている人が多いと思います。このミネラル(鉱物)には金属と比重が4乃至5以上の重金属に分けられます。重金属の中には鉛やカドニウムのように有害とされている金属があります。重金属は通常的环境下では、人も含めてすべての動植物に微量に存在します。たとえ有害とされている重金属が食品中にあるからといって、即座に危険と考えると、この世で食べる物はなくなります。このような重金属は食品衛生法で、どのように管理されているのでしょうか？

重金属には有機金属と無機金属があり、例えば体温計に入っている金属水銀は無機金属、水俣病の原因となったメチル水銀は有機金属です。この分類は毒性学上非常に重要で、メチル水銀は毒性が強く中枢神経に障害を与えますが、金属水銀は腸管からの吸収率も非常に低く、毒性も強くありません。

金属は、一般に軽金属と重金属に大きく分類されます。

この中で重金属の定義は「密度の大きい金属をいう。一般に密度4~5g/cm³以上を重金属という」とされています。

金属には、程度の差はありますが摂取することにより健康を害する恐れのあるものがあり(例:水俣病の有機水銀、イタイイタイ病のカドミウム等)、金属の種類を指定して法の中で様々な規制がかけられています。よく耳にする重金属とは、有害性のある金属を指すことが多いように感じます。Pb(鉛)、Hg(水銀)、As(ヒ素)、Cd(カドミウム)、Ni(ニッケル)等について、その症状と毒性があります。

食品安全委員会HPから作成

※ 解説はPage 3-2 (会員) で記載しています。

■ 景品表示法の創作問題を解く

【問1】景品表示法について、ア～オのうち正しいものの組合せを解答欄1～5の中から一つ選びなさい。

ア 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針において、別添に記載した事例は、事業者の理解を助けることを目的に参考として示したものであり、当該事例と同じ措置ではなくても、不当表示等を未然に防止するための必要な措置として適切なものであれば、景品表示法第26条第1項の規定に基づく措置を講じていると判断されることとなる。

イ アフィリエイトプログラムを利用した広告を行う事業者の表示であることの明示に関する望ましい文言は一般消費者が広告である旨認識することが困難であると考えられる文言ではなく、例えば、「広告」という文言のように、アフィリエイトサイトにおける表示について、一般消費者がアフィリエイトプログラムを利用した広告を行う事業者の表示であることを認識しやすい文言を使用することとされている。

ウ セール実施の決定後に販売を開始した商品の二重価格表示については、商品の販売開始時点で、セールにおいていくらで販売するか既に決まっており、セール前価格は実績作りのものとみられることから、セール前価格で販売されていた期間を正確に表示したとしても、不当表示に該当するおそれがある。

エ 当店で商品を2,000円分以上買ってくれた顧客に対し、次回の買い物の際に当店又は他店で使用できる500円分の割引券を差し上げようと考えていますが、この割引券は常に景品類に該当する。

オ 広告媒体事業者等は常に景品表示法違反に問われることはない。

解答欄 1. ア、イ 2. ア、エ 3. ウ、オ 4. イ、エ 5. ウ、エ

※ 解説はPage 4-2（会員）で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2022年(令和4年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。また、各種検定に役立つ問題の解説コーナーを新たに設けました。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2022年 11月号】

情報は知識ではない。情報は外から与えられるもので、知識は自ら考えて知るものだからである。情報は流通するが、知識は決して流通しない。

流通する知識はすでに情報だ。なぜなら、考えて知るとは自ら考えて知ることだけを意味するからだ。

(池田晶子「残酷人生論」(もりをゆう意識))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。